

補 足 説 明 書

徳島県県土整備部営繕課

1 委託業務名

R 7 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 電気設備改修設計業務

2 別途発注委託業務

なし

3 重点調査制度

本業務は、重点調査制度の 対象業務 である。

4 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に施設管理者へ連絡をし、了解を得ること。
なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

5 注意事項

- (1) 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。
- (2) 落札者が建築士事務所登録をしている者である場合
契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）を直ちに発注者の契約担当者に提出すること。

6 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7の規定に基づき、落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を提出し、監督員に内容の説明を行った後、監督員の確認印を受け、控えを落札者にて保管すること。なお、監督員への説明については、「ITを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル（令和3年9月1日付け国土交通省住宅局建築指導課）」に即した形で行うことができる。

7 成績評定の選択制

当初業務委託料（税込み）が50万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が50万円を超えた建築工事に係る設計及び工事監理の委託業務は、成績評定の選択制を試行する。

対象業務の受注者は、当初契約時に、評定の実施の意向について、「委託業務（建築）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当者に提出しなければならない。

なお、履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。

ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が50万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

8 営繕積算システム（RIBC）の利用料

設計金額に営繕積算システム（RIBC）の内訳書数量入力システムLITEの利用料を含んでいる。

9 ウィークリースタンス

当発注業務において、ウィークリースタンスを実施する。

実施内容については「ウィークリースタンス実施要領」によることとする。

10 Web会議の実施

この業務は、「Web会議」（以下「会議」という。）を実施する。

会議の実施に係る通信機器及び通信費に対する費用は、原則、受発注者それぞれが負担するものとする。

また、受注者は会議の映像と音声について、記録と保存を行う必要はないが、議事録の作成は行うこと。

11 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録

設計金額が500万円以上の委託業務は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ登録が必要である。

なお、業務カルテ登録料は設計金額に含まれている。

12 重点調査

重点調査とは、設計金額5,000万円以上の委託業務（工事監理業務を除く。）において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。

受注者は、提出した書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

重点調査業務の受注者は、業務担当職員を定め、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。

重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、着手時打合せ、業務完了時の成果品の受け渡し並びに業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。

13 契約額の年度割合について

各年度の契約額については、令和7年度：約85%、令和8年度：約15%とする。